

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを、株主、顧客、従業員、ビジネスパートナー、地域社会等のすべてのステークホルダーとの関係における企業経営のあり方であると認識しております。法令の遵守に留まらず、企業倫理の重要性を認識し、社是「私たちは、常に創意工夫をし、絶えざる革新を心がけます」に則り、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行うとともに、経営の健全性を追求することで株主価値を高めることを目的としております。

また、当社グループは、以下の組織価値観を全員で共有し、サービスの提供に当たっており、顧客の皆様をはじめとして社会一般からの信頼向上に努めることを全社的な方針として取り組んでおります。

#### 【経営理念】

私たちは、全従業員の物心両面の豊かさを追求するとともに、日本と世界の教育・文化の向上、社会の進歩と善良化に貢献します

#### 【社是】

私たちは、常に創意工夫をし、絶えざる革新を心がけます

#### 【経営目標】

私たちは、教育企業として、地域一、日本一、そして世界一を目指します

#### 【3つの原則】

1. 私たちは、ひとりひとりを大切にします
2. 私たちは、高い志を持ち、仕事を通じて成長します
3. 私たちは、常に感動づくりを心がけます

#### 【教育理念】

1. 私たちは、学力と人間性の向上をはかります
2. 私たちは、達成体験を通じて自信がつく指導をします
3. 私たちは、自立と貢献のできる人を育成します
4. 私たちは、国際社会で活躍できる人を育成します

少子高齢化が進展し、子育てや教育をめぐる環境が大きく変化している社会において、当社グループは、これまで目指してきた「総合教育企業」から「人の一生に寄り添い、社会に貢献できる企業」としての展開を進めることを目指し、「総合企業」として社会に貢献できる活動を開始いたしました。

教育サービスの分野においては、これまでどおり、教育を通じた社会貢献を行うことを目指し、多様化する顧客のニーズに合った教育サービスを提供するとともに、「将来自分で歩いていける自立した人の育成」を提供するべき価値の中心として新規事業にも取り組み、教育サービス業界で新たなポジションを築くことを目指しています。

また、大切なお子様をお預かりする教育機関として、生徒の皆様方の安全を最優先した体制構築、企業風土構築に取り組み、生徒・保護者の皆様をはじめとして社会一般からの信頼向上に努めることを全社的な方針として取り組んでおります。

教育サービス以外の分野については、今後継続的に社会へ貢献可能な事業として、基盤を固め、成長発展させるべく取り組んでおります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2-2】 招集通知の早期発送と発送前の電子的開示

当社は、株主が総会議案の検討期間を十分確保するよう、株主総会招集通知を早期に送付するよう務めております。招集通知の電子的公開についても、発送日より前に公表することを今後検討してまいります。

#### 【補充原則1-2-4】 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳

議決権の電子行使のための環境作りや招集通知の英訳につきましては、今後当社の機関投資家、外国人投資家の数や社会情勢を鑑みて今後検討してまいります。

#### 【原則1-4】 いわゆる政策保有株式

当社は、中長期的な企業価値向上のため、事業戦略上重要と位置づけた株式を保有しております。当社が投資以外の目的で上場株式を保有する場合、業界研究および、安定した企業運営を目的として保有することを基本方針としております。

事業戦略上、新たに中長期的に保有する重要な政策保有株式が発生する場合には、随時、取締役会で協議を行います。また、今後については保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかについては、基準を定め取締役会で年2回検証し、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、縮減を検討いたします。

政策保有株式に関する議決権行使については、当該企業の株主総会議案が、保有目的の実現を妨げるものでないか、当社との取引関係に支障をきたす内容ではないか等の合理性を確認した上で賛否を判断しております。

#### 【原則2-6】 企業年金

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございませんが、今後については社会情勢を鑑みて検討してまいります。

#### 【補充原則3-1-2】 英語での情報開示

当社は、現時点では海外投資家比率が相対的に低いため、招集通知等の英語での提供を行っておりませんが、今後の株主構成や社会状況を鑑みて、必要に応じて検討してまいります。

#### 【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性に関する分析・評価

取締役会の実効性に関する分析・評価については、監査等委員会において行っており、取締役会への報告を行っております。結果の適切な開示については今後検討いたします。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社では、子会社を含めた取締役全員を対象として、本決算時に関連当事者間の取引状況に関してのヒアリングを行い、取締役自身および、取締役の2親等以内の親族における関連当事者取引の把握を行っております。調査内容については、監査法人のチェックを受けております。また、新たに関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会にて協議し、決議を行っております。

#### 【原則3-1】 情報開示の充実

当社は、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指して積極的な情報開示を行うことを基本方針としております。会社法及び金融商品取引法、その他の法令や東京証券取引所が定める規則に基づき財務・業務に関する情報を開示するのみならず、当社が重要と位置づける内容については、法令に関わらず積極的に開示を行っております。

#### (1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

中期的に当社の目指すところについて、第38期(平成30年5月期)の決算と共に「新:2020年ビジョン」として開示しております。また、毎年1回開催している決算説明会において、当社の経営戦略や今後の経営計画について発表を行い、その資料については当社HPへ掲載して広く閲覧できるようにしております。

#### (2) コーポレートガバナンスに対する基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページ及び当コーポレートガバナンス報告書1-1「基本的な考え方」において開示しております。

#### (3) 経営幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き

取締役の報酬については、平成30年8月24日に提出した有価証券報告書において開示しております。

#### (4) 経営幹部の選任、取締役候補の指名についての方針と手続き

経営幹部及び取締役候補の指名については、当社又は他社での業績・経験・人望等を有し、中長期的に企業価値向上を可能とする人材であることを選任の基本方針としております。取締役の指名に当たっては、取締役会での審議を経た上で、株主総会付議議案とする手続きを取っております。

#### (5) 上記(4)を踏まえ、個々の選任・指名についての説明

独立社外取締役については、選任理由を当コーポレートガバナンス報告書2-1「機関構成・組織運営等に係る事項」に記載し開示しております。その他の社内取締役については、経歴を有価証券報告書に記載し、開示しております。

#### 【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

当社は取締役会規定を定め、取締役会での決議事項を明確にしており、取締役会決議事項については、決議に基づく経営をおこなうため、各取締役に委任している事項はありません。また、当社は執行役員制度を導入しており、業務の執行に当たっては担当取締役および執行役員に委任することで、効率的な業務運営を行っております。

#### 【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用

当社は独立した客観的立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを目的として、独立社外取締役を3名選任しております。3名それぞれが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与できる相応の知見を有しております。

#### 【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準

当社独自の独立性基準は定められてはおりませんが、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、独立社外取締役の資質を有していると判断しております。

#### 【補充原則4-11-1】 取締役選任に関する方針・手続き

取締役の選任に当たっては、当社又は他社での業績・経験・人望等を有し、中長期的に企業価値向上を可能とする人材であることを基本方針としております。当社の企業価値向上を支える上で、各取締役の有する経験・知見のバランスをとって選任する方針にしております。選任に当たっては、取締役会での審議を経た上で、株主総会付議議案とする手続きを取っております。

#### 【補充原則4-11-2】 取締役の兼任状況

平成30年8月24日に提出した有価証券報告書において、開示しております。

#### 【補充原則4-14-2】 取締役に対するトレーニングの方針

当社では、執行役員制度を導入しており、取締役就任までに執行役員を経験することで、相応の経験と知見を習得できる体制となっております。また、毎月、取締役および経営幹部が出席して行われる経営会議において、全社の各部門の業務および本社財務に関して討議を行っており、経

営者としての方針、考え方を習得し研鑽を積む場として位置づけております。

#### 【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は株主との建設的な対話を促進し、公正かつ透明性の高い情報開示を行うことを基本方針としており、「京進ディスクロージャーポリシー」を策定し、株主との良好な関係構築を目指し、以下の通り積極的なIR活動を行っております。

(1)当社のIR活動の実践については、経営企画部が担当し、経営企画部担当取締役が統括しております。

(2)株主、投資家との対話を行い、効率的なIR活動を行う主管部署として経営企画部を定めております。また、対話を補助する社内の他部門との連携については、グループウェアを用いると共に、本社機能が一箇所に集まっている利点を生かして随時対話を行い、密な連携体制を取っております。財務関係については経営企画部門と財務・経理部門により四半期ごとに情報と認識の共有を行っております。

(3)株主に向けた決算説明会を毎年実施しております。また、IRとして発表した資料を当社ウェブサイトにて公開しております。

(4)株主総会や決算説明会における株主の意見については、議事録で取締役会にフィードバックすると共に、ウェブサイトその他を通じて寄せられた株主の意見・懸念については社内データベースを用いて経営幹部・取締役会にフィードバックし、株主や投資家との対話を当社の経営の改善に役立てております。

(5)インサイダー情報の管理の取り扱いについては、「内部者取引管理規定」を定めて、未公表の重要事実の管理を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 TCKホールディングス	2,806,600	33.42
京進社員持株会	523,600	6.23
株式会社 三菱東京UFJ銀行	342,000	4.07
京進取引先持株会	311,400	3.70
立木 康之	254,400	3.03
白川 寛治	250,500	2.98
株式会社 京都銀行	208,000	2.47
株式会社 池田泉州銀行	208,000	2.47
株式会社 滋賀銀行	206,000	2.45
石田 里実	200,000	2.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
市原 洋晴	税理士													
竹内 由起	弁護士													
佐々木 智海	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市原 洋晴				市原会計エスエムエス株式会社代表取締役及び株式会社京都M & Aプランニングの代表取締役であり、税理士および経営者としての専門的見地から、当社取締役の業務執行監視の役割を適切に推敲できるものと判断し、選任しております。 なお、当社は市原会計エスエムエス株式会社及び株式会社京都M & Aプランニングとの間には、特別な関係はありません。

竹内 由起				弁護士としての豊富な経験と専門的知識ならびに高い法令順守の観点において、独立した立場から、当社取締役の業務執行監視の役割を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。
佐々木 智海				長年にわたる企業経営における豊富な経験や識見を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言を行うことができると判断し、選任しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会事務局を設置、専任スタッフを1名配置しております。なお、当該使用人の独立性を確保するため、任命・異動・懲戒等の人事権に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と連携して、業務の執行状況及び財産の状況を調査し、報告を求め、財務諸表に対する信頼性の向上のため、四半期に1回定期的にあるいは、必要に応じて随時会合を持ち、それぞれの監査計画と結果について状況の共有を図りながら監査を実施しております。

内部監査部門と監査等委員会は、相互連絡を行い、執行部門に対する内部監査結果の報告を受け、内部統制システムの適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対して改善に向けた提言、是正勧告、フォローアップに取り組んでおります。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は過去に導入しており、行使が終了しております。今後も、インセンティブの観点から、導入を検討していきたいと考えております。

### ストックオプションの付与対象者



## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数については以下の通りとなります。  
(平成30年8月24日提出有価証券報告書掲載)

#### < 取締役 >

報酬等の総額142百万円  
報酬等の種類別の総額  
基本報酬118百万円  
退職慰労金23百万円  
対象となる役員の員数6人

#### < 社外役員 >

報酬等の総額10百万円  
報酬等の種類の総額  
基本報酬9百万円  
退職慰労金0百万円  
対象となる役員の員数4人

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 「退職慰労金」の欄には、平成29年5月期に計上した退職慰労引当金繰入額の金額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員会であるものを除く。)の報酬については、平成27年8月20日開催の定時株主総会において報酬限度額を年額2億5千万円以内と決議しており、その範囲内で取締役会にて決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、同定時株主総会において報酬限度額を年額2千5百万円以内と決議しており、その範囲内で取締役会にて決定しております。

なお、役員退職慰労金につきましては、内規に基づいて決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会である社外取締役取締役の職務執行に当たっては、監査等委員会事務局を通じて内部監査部門の監査課員が必要に応じて補助する体制となっております。情報伝達については、事務局を通じて随時、連絡・報告を行い、連携を密にすると共に、取締役会の開催に関しては、事前に事務局を通じて資料の配布と説明をしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### < 企業統治の体制の概要 >

・当社は監査等委員会設置会社であり、取締役11名のうち、監査等委員である取締役は3名となっております。監査等委員は、自ら業務執行しない社外取締役として、独立性を持って職務執行をすることにより、当社取締役会の監督をしております。

・毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営における重要事項についての決定と報告を行っております。監査等委員は、取締役会及びその他の社内会議に出席するとともに、各部署を監査し、取締役の職務執行状況を監査できる体制をとっております。また、随時監査等委員会を開催し、情報共有に努めております。また、社外監査役3名全員を独立役員として指定しております。

・当社では取締役会に加えて効率的な業務執行を実現するために、執行役員制度を導入し、執行役員相互の連絡・連携を目的として毎月1回の執行役員会を行っております。また、部長会及び経営会議、戦略会議も毎月1回定例で開催しており、経営の状況や外部環境の変化の把握、情報の共有化、課題についての討議、検討を行っております。

・重要課題である安全の確保と顧客満足度向上、経営品質の向上については、安全対策会議及びCS委員会、経営品質向上会議を開催し、取締役も出席することで課題に対する迅速な意思決定を行っております。

・取締役で構成される内部統制会議を毎月1回開催し、コンプライアンスの徹底及びリスク管理等を含めた内部統制システムの強化についての体制整備を行っております。

・当社の内部監査部門は社長直属の部署であり、6名がその任にあっております。各部署の所轄業務が法令・定款・社内諸規程・マニュアル等に従い、適正かつ有効に運用されているかを調査し、会社財産の保全と経営効率の向上、また、生徒の安全に資することを目的として業務を遂行しております。具体的には、校舎の監査では、現金・金券の管理、経理手続き、滞納管理、校舎管理、生徒管理、教材管理、情報管理等のチェック項目を設け、監査計画に沿って進めております。

・内部監査部門と監査等委員会は、常に相互連携を行い、監査結果の情報共有、共同での監査を実施しております。監査法人からは年に4回のレビュー報告・監査報告を受領する際、また必要に応じて意見交換をするようにしております。

・近年増加している子会社については、監査等委員会と内部監査部門が、監査に注力するとともに、子会社リスク管理委員会にて課題の整理、経穴方法の提起を行っています。

・内部監査部門とリスク管理小委員会は、必要に応じて協議を行っており、特に財務報告に係る内部統制は、J-SOX委員会と共同で内部評価に当たっております。J-SOX委員会は、監査法人とも常に協議をしており、監査法人から定期的に財務報告に係る内部統制の助言・指導も受けております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社法の一部を改正する法律(平成26年6月27日法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことをふまえ、当社はコンプライアンスの徹底、リスク管理等を含めた内部統制システムの強化及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的として、監査等委員会設置会社というガバナンス体制を選択しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	5月末決算であり、株主総会を8月に実施しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、公正かつ透明性の高い情報開示を行うことを基本方針として「京進ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報ページ( <a href="https://kyoshin.co.jp/ir/">https://kyoshin.co.jp/ir/</a> )を設け、以下の資料を掲載しております。 決算短信、有価証券報告書又は、四半期報告書、決算説明会資料、年次報告書、決算情報以外の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては経営企画部が担当し、経営企画部担当取締役が統括しております。	
その他	株主総会終了後に、代表取締役から決算報告及び経営計画のプレゼンテーション、質疑応答を株主向けに実施しております。また、また、投資家からのIR個別面談や個別質問に対しても随時対応しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「ひとりひとりを大切に」を行動原則として、「組織価値観」「京進倫理行動指針」「京進CS大綱」を定め、全てのステークホルダーに対して、立場を尊重することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の経営理念に基づき、日本と世界の教育・文化の向上、社会の進歩と善美化に貢献したいという思いから、毎年経常利益の1%の枠内で、開発途上国支援や障がい者福祉の視点をの寄付を行っております。 また、企業活動を行う上で、日ごろから支えていただいている周辺地域とのつながりを大切に するという意味で地域への貢献活動にも取り組んでおります。 詳しくは、当社ホームページ内「CSR Report2018」に掲出しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公正かつ透明性の高い情報提供を「京進ディスクロージャーポリシー」にて、法令に定められた以外の情報に関しても、広く情報提供することを定めております。
その他	ビジネスパートナーに対して、CSRレポートの毎年送付の他、年2回決算報告及び経営計画を記載した年次報告書を配布し、理解促進と協力体制の構築に努めております。また、投資家からのIR個別面談や個別質問に対しても随時対応しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### < 基本的な考え方 >

内部統制システムに関する基本方針については、平成18年5月2日開催の取締役会において「京進内部統制システムの基本方針について」を決議、その後、毎年1回変更決議を行っており、それに沿って以下のように整備をしております。

(以下の内容は、平成28年10月7日開催の取締役会で更新決議したものです)

#### < 基本方針内容 >

当社は、「経営理念」をはじめとした京進組織価値観を定め、取締役、従業員に対し、法令および定款に適合する行動はもとより、社会貢献を目指した誠実で倫理的な行動をとることを要求する。これを徹底することで、健全な経営基盤である組織風土の醸成をし、それを基盤とした下記の内部統制システムを構築・強化することにより、公正かつ適切な企業活動を行い、社会的責任を果たす。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各役員には、服務規律や勤務のありかたを明記した「役員規程」、「取締役会規程」、「職務権限規程」等に則り、業務を遂行し日々の活動を行う。また、取締役及び執行役員で構成される「内部統制会議」を開催し、コンプライアンスの徹底及びリスク管理等を含めた内部統制システムの強化についての体制整備を行う。

また、役員及び従業員等からの組織的または個人的な法令違反行為、財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を設ける。当規程に則り、法令上疑義のある行為等について、役員及び社員等が、直接情報提供を行う手段として電話回線及びインターネットによるホットライン(内部・外部)を設置・運営する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

インサイダー取引の防止のため、「内部者取引管理規程」に則り運用を行う。

財務報告の信頼性確保に関しては、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するため、会社で定めた「J-SOX委員会規程」に則り、「J-SOX委員会」を設置し、信頼性確保の体制作りを行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内で定められた「文書取扱規程」「機密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体(以下、文書等という)の保存及び管理を行う。取締役の職務執行に係る情報として、「株主総会議事録」「取締役会議事録」「内部統制会議議事録」について文書等に記録し、保存する。リスク管理委員会のもとで統括しているリスク管理小委員会の活動については、内部統制会議にて報告・審議する。監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として、代表取締役社長(以下、「社長」という。)を統括責任者とし、取締役で構成される「リスク管理委員会」を設置する。また、会社で定めた「リスク管理委員会規程」に則り、その下部組織として、各部から選任されたメンバーで構成される「リスク管理小委員会」を設置する。

2018年度の小委員会は、安全対策委員会、J-SOX委員会、CS委員会、IT委員会、コンプライアンス委員会、ハラスメント防止委員会、衛生委員会、CSR委員会、事業継続計画委員会、子会社リスク委員会の10委員会である。

また、危機発生時には会社が定めた「危機管理規程」に則り適切迅速に対応する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。最重要事項については取締役会の決議、重要事項については「稟議規程」に則り決定し、その業務執行については、取締役会で決定した担当取締役が、その権限と責任の下で遂行する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。また、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」により、当社の機構及び職位ならびに指揮命令の系列を定め、業務の適切な運営と効率化を図る。

当社の目的、企業理念、経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内にてIR担当部長をおき、適宜情報開示を適切に実施するとともに、IR説明会等へのサポートを実施する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「就業規則」を遵守し日々の業務を遂行する。企業倫理をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程として「京進倫理行動指針」を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また「京進倫理行動指針」に加え、組織価値観に基づく行動指針や法令遵守について行動レベルまでプレイクダウンして記載した「京進ハンドブック」を全従業員が携帯し、日々意識して取り組む。これらに基づいたコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。

業務における適法・適正な手続き・手順については、社内規程類を整備し、運用する。

適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、業務執行部門とは独立した社長直轄の監査課により、監査を実施する。

#### 6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に関しては「関係会社管理規程」に従い、担当取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。

なお、子会社における重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社における業務の適正を確保する。

業務における適法・適正な手続き・手順については、子会社に関する規程類を整備し、運用する。

当社の各事業部においては、グループウェア等を用いて情報共有と、報告体制をとるとともに、コンプライアンス研修など、必要な研修も実施する。

適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、当社の監査課または経理部が定期的子会社に赴いて監査を実施する。

#### 7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局及び監査課においてこれを補助する。

#### 8. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、事務局及び監査課の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、

取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとする。

当該使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等から指揮命令を受けないものとする。

9. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

また、監査等委員会の委員長は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「部長会」「全社経営会議」などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)または社員にその説明を求めることとする。

10. 前号の報告をしたものが当該報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、「内部通報制度」に則り、報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない対応をする。

11. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なないと証明した場合を除き、速やかに処理をする。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役会長及び社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題等についての意見を交換する。また、監査等委員会は、当社の会計監査人と連携をとり、会計監査報告を受けるとともに、情報の交換を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然として対応し、一切関係を持たない旨、「京進倫理行動指針」に定め、これを徹底しております。

取引先に関しては、新規取引の開始時に、相手先企業の経営内容や経営者等について事前調査を行い、反社会的勢力との関係がない旨を確認しております。

また、「企業防衛対策協議会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力による不当要求等への適切な対応についての啓発を図っております。

上記にも関わらず事案が発生した時には、関係行政機関や外部の専門家と厳密に連絡をとり、速やかに対応することを基本としております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

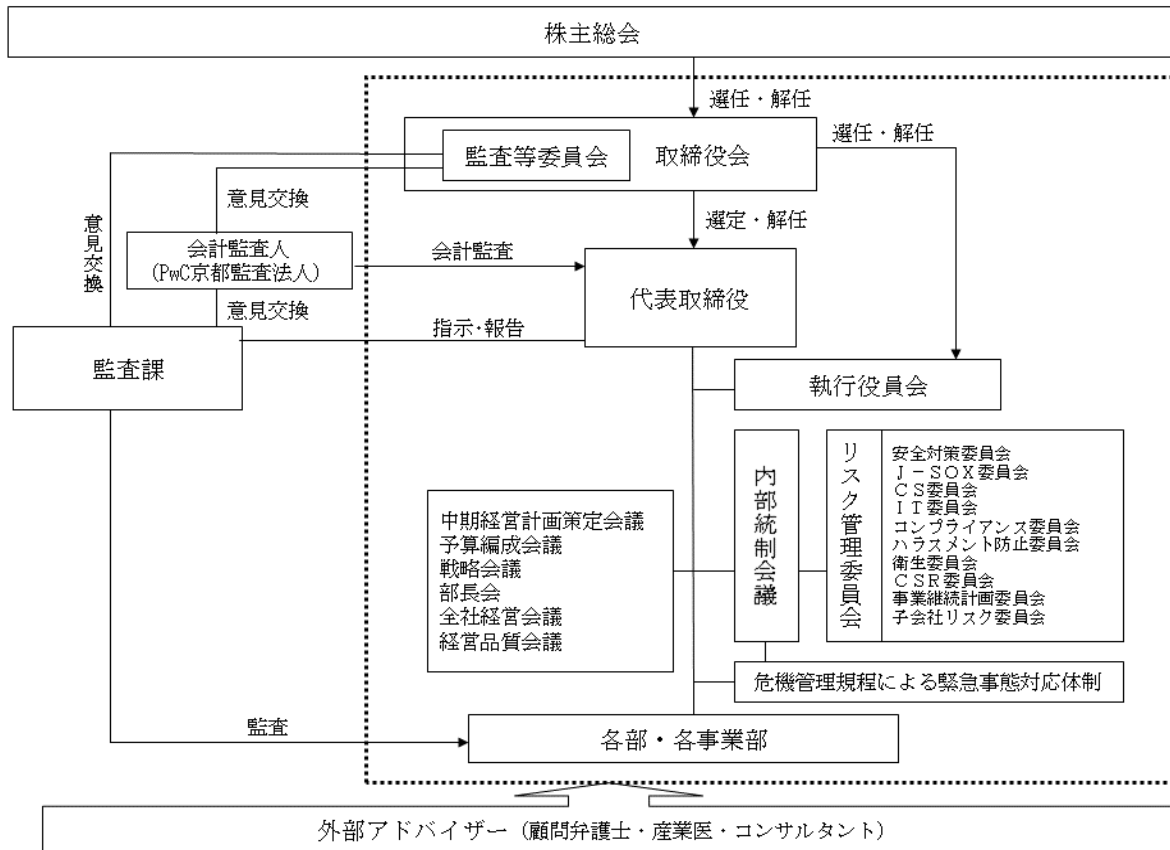
なし

該当項目に関する補足説明

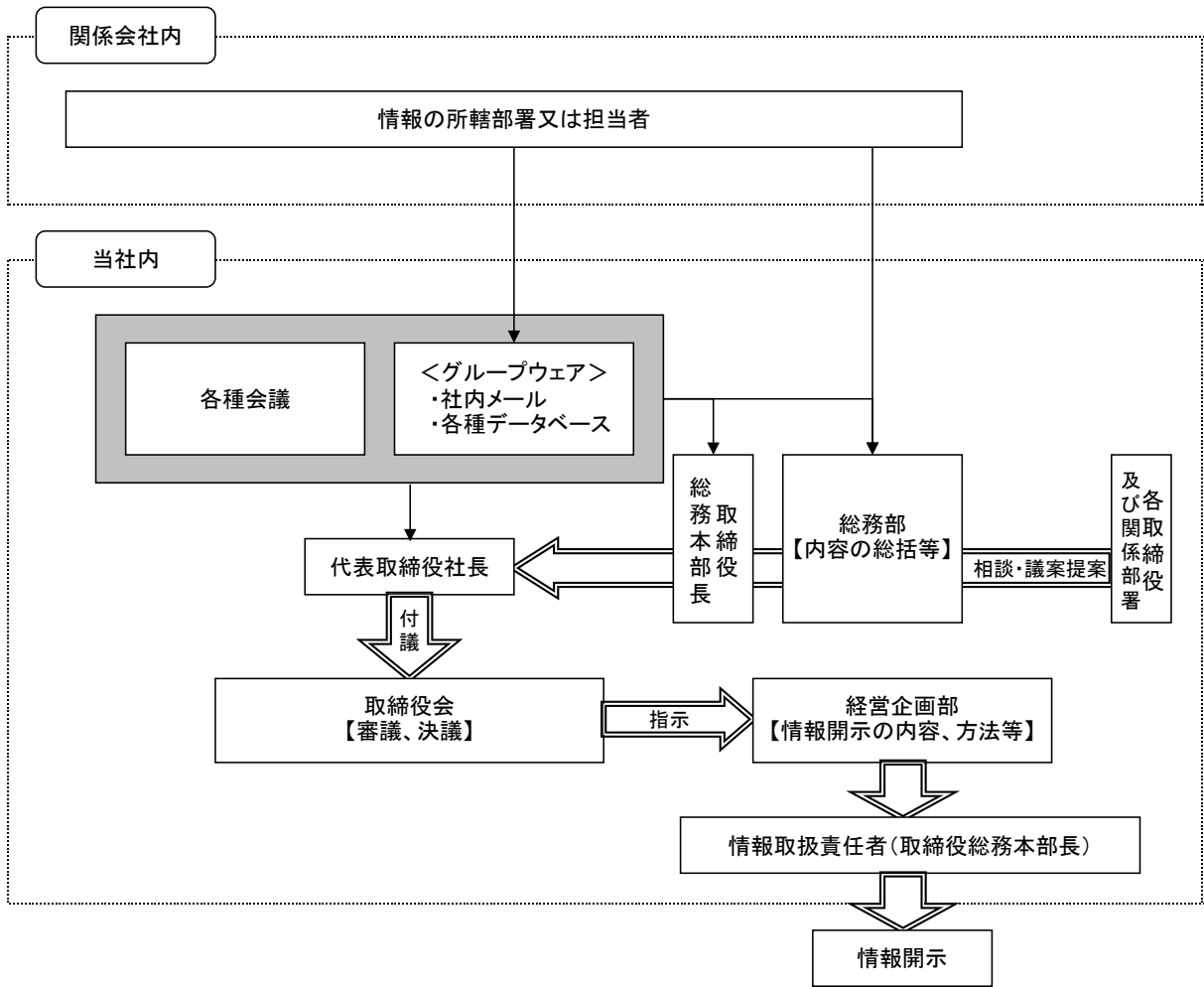
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料】

<企業統治の体制>

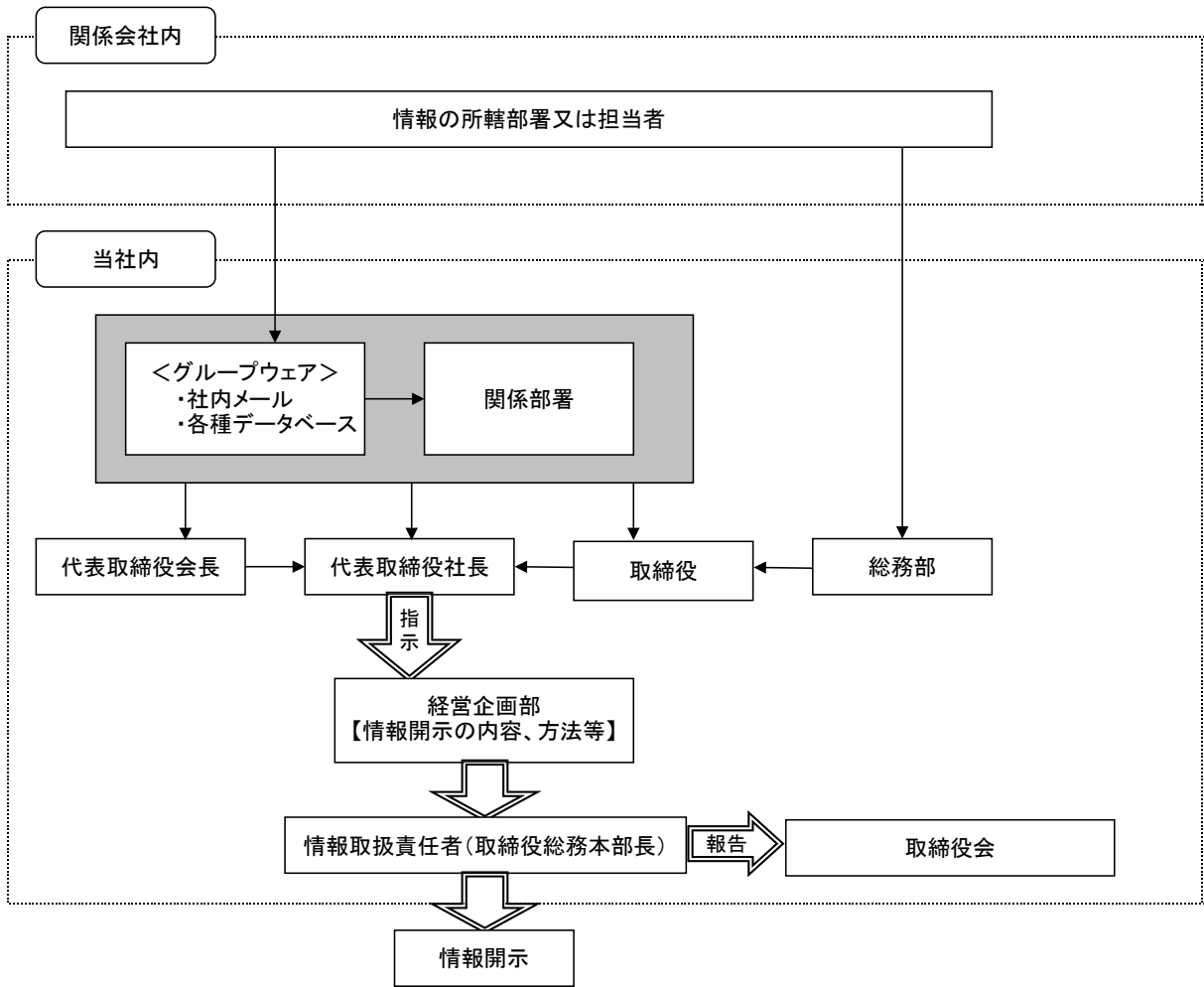


<決定事実に関する情報開示>





< 発生事実に関する情報開示 >



<決算に関する情報開示>

